水防活動用洪水予報及び警報の運用変更について

秋田県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、平成二十四年八月八日官報第五千八百五十九号に掲載した雄物川水系太平川における洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報に係る公示の一部を次のとおり変更します。

令和七年三月二十五日

気象庁長官　野村　竜一

一　次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
利根川水系	元荒川	左岸 越谷市大字野島字川端七三番の一地先 右岸 越谷市大字三野宮字中川原六〇番の三地先	左岸 越谷市中島地先（中川合流点） 右岸 越谷市東町二丁目地先（中川合流点）	三野宮水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課
	新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南三一三番地先 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五一五番地先	左岸 吉川市川野地先（中川合流点） 右岸 越谷市中島地先（中川合流点）	増林水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課
（略）	（略）	（略）	（略）	太平本町水位観測所 牛島水位観測所	（略）

改正前

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
利根川水系	大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野二三三番地先 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目一四地先	左岸 北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点） 右岸 越谷市増森地先（中川合流点）	杉戸水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課
（略）	（略）	（略）	（略）	牛島水位観測所	（略）

二　開始期日　令和七年三月二十五日十三時

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
上越市大字安江字尾神四八〇番一地内	

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十六日

(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和７年３月25日

北陸地方整備局長　髙松　諭

1　河川の名称　信濃川水系梓川

2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防

3　河川管理施設の位置　長野県松本市梓川倭3742番地先から長野県松本市梓川倭3664番地先まで